

(元気に育つ志木っ子条例) 小・中学生 遊びとくらしアンケートの検証について

子どもたちの間で、携帯電話やスマートフォン、インターネットを利用した新しい交流や遊び、トレーディングカードが流行し、それに伴う生活習慣の乱れや、ネットいじめ等の問題、さらには、子どもが犯罪の加害者や被害者になってしまうことを未然に防ぐために、本市では、平成30年3月に「志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例(通称、元気に育つ志木っ子条例)」を全国に先駆けて制定しました。

本条例の制定から5年が経過し、教育委員会では、各小中学校で毎年度実施している「情報モラル教育」等の効果を測定するために、令和4年7月に市内小中学校の小学3年生から中学3年生を対象としてアンケート調査を実施し、検証を行いました。

その結果「条例の認知度」については、40.6%の児童生徒が「知っている(聞いたことがある)」とのことでしたが、「知らない」と回答した児童生徒が59.4%いることから、引き続き、各小中学校と連携を図りながら事業展開していく必要があると考えております。

また、「各家庭でのインターネット等の使用時約束(ルール)の有無」については、前回調査(平成29年10月17日から10月30日実施)においては、「ある」と回答した割合は54%であったのに対し、今回の調査では76.9%であったことから、各家庭の本条例への理解が深まっているものと捉えております。

加えて、「スマホ等の使用状況」については、前回調査とほぼ同率の77.1%が自分のものを使用していることが分かりました。また、「1日の使用時間」については、前回調査では、1時間以内が最も多かった(28.4%)のですが、今回調査では、2時間以内が最も多く(27.5%)、また、3時間以上が(21.3%)と前回調査より6.3ポイント上昇していることから、スマホ等の使用時間は年々増加傾向にあり、これに伴い「視力が落ちた(26.9%)」「外で体を使った遊びが少なくなった(20.0%)」「夜ねる時間が遅くなった(19.3%)」などの実態も明らかとなり、児童生徒の身体に与える影響が懸念されるところであります。

「スマホ等を利用して困ったこと」については、「困ったことはない(86.3%)」が最も多い一方で、「迷惑なメールがきた(7.2%)」「お金を請求された(1.1%)」「ラインなどでいじめにあたり、仲間外れにされた(1.4%)」「掲示板に書き込みをされた(0.2%)」「自分の情報や写真をインターネットに載せられた(0.9%)」など憂慮すべき案件が見受けられました。

また、「インターネットで知り合った人から「会おう」と誘われたことがあるか」については、1.8%(70人)が「誘われた人と会った」と回答をしており、70人のうち約7割にあたる48人は小学生であることを重く受け止め、今後も、インターネットの危険性を児童生徒にさらに丁寧な指導を行っていく必要があると考えております。

カードゲームで遊んでいる児童生徒は、前回調査とほぼ変わらず全体の約3割であり、友だちとカードの売買をしたことがある児童生徒が5.0%(80人)いることや、カードゲーム上のトラブルとして騙しとられたことや盗難にあったという回答もあったため、引き続き注意をしていく必要があります。

なお、本条例においては、学校及び市の責務のほかに保護者の責務、子どもたちの努力が明記されており、各家庭においてのルール作りを含め、子ども達に対し、インターネットの適切な利用方法について保護者と連携を図りながら、情報モラル教育を推進していく必要があると考えております。

今回のアンケート調査から得た検証結果を踏まえ、今後も引き続き本条例にもとづき、児童生徒に対する情報モラル教育のさらなる推進を図ってまいります。

志木市教育委員会